

狛江市小口事業資金

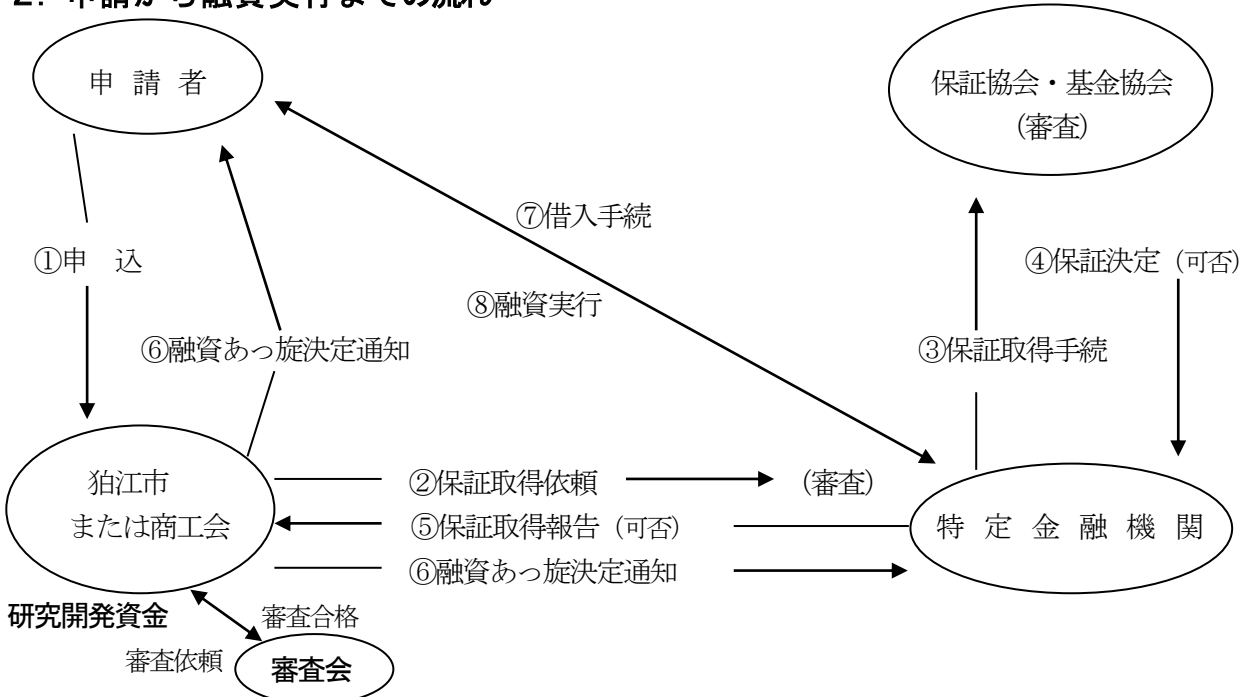
《融資あっ旋制度のご案内》

狛江市では、市内の中小企業者の健全な経営活動を促進し、経営の安定を図ることを目的に、特定金融機関の協力を得て、融資のあっ旋を行っています。ご利用いただくことにより、利子及び信用保証料の一部を補助しています。

1. 融資あっ旋の概要

資金の用途	運転資金	設備資金	創業資金	研究開発資金
融資あっ旋額	1,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内	500万円以内
償還期間	7年以内※6か月の据置期間を含む(基金協会の保証による場合5年以内)	7年以内※6か月の据置期間を含む	5年以内※6か月の据置期間を含む	5年以内※6か月の据置期間を含む
融資利率	1.975%			
負担割合	事業主負担	1.482%	0.494%	無
	市役所負担	0.493%	1.481%	1.975%
連帯保証人	個人事業主	東京信用保証協会の保証を得る場合 保証協会の判断による 東京都農業信用基金協会の保証を得る場合 500万円超 1名		
	法人事業者	融資あっ旋を受けようとする額にかかわらず法人の代表者		
保証付融資	保証協会又は基金協会は、保証金額及び保証期間により信用保証料を徴収します。 ※運転及び設備は、この制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の1/4を、 創業及び研究開発はこの制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の全額を市が補助します。 ※信用保証料の補助申請の期限は融資実行日から起算し1年とします。			
申込受付期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日			

2. 申請から融資実行までの流れ



※申請は、事業主本人が行ってください。(代理人の場合は、必ず委任状(任意様式)を提出のこと)

※取引のある特定金融機関(4ページ参照)がありましたら、事前に市の融資あっ旋を受けたい旨をご相談ください。

3. 融資あっ旋の要件

I 運転資金・設備資金・創業資金・研究開発資金に共通の要件

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項にいう中小企業者であること。

業種	資本金	従業員数
製造業等（ソフトウェア業、情報処理業、建設業、不動産業、運送業、出版業などを含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人（医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人を含む）	（条件なし）	300人以下

※個人は従業員数のみ、法人は資本額または従業員数のいずれか一方が該当していればよい。

(2) 個人事業主は市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。

(3) 個人の場合は申込者、法人の場合は代表者及び当該法人に対して市区町村税が課税され、すでに納期の経過した市区町村税を完納していること。

(4) 事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、返済見込があること。

(5) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。

(6) 現在、狛江市小口事業資金融資あっ旋を受けた融資金を償還中でないこと。ただし、借り換えの場合は除く（原則同一の金融機関とする）。

II 運転資金・設備資金の要件

(1) 個人の場合は、東京都内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

(2) 法人の場合は、市内に主たる事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

III 創業資金の要件 (1) はア・イ・ウいずれかに該当のこと

(1) ア：事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始すること。

イ：事業を営んでいない個人が市内で新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

ウ：法人が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(2) ア：創業を行った個人の場合は、市内で事業開始後1年未満であること。

イ：創業を行った法人の場合は、市内で法人設立後1年未満であること。

(3) 法人の場合は、設立登記の際の本店所在地が市内であること。

(4) 融資を受けた日から6月以内に創業すること。

IV 研究開発資金の要件

(1) 個人の場合は、市内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

(2) 法人の場合は、市内に主たる事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

V その他

(1) 運転資金・設備資金・創業資金の申込みについては、いずれか1つとなります。研究開発資金の申込みは、併用が可能です。

(2) 設備資金を申込み場合は、添付する見積書の金額以内となります。（注文書・請求書等は不可）

(3) 研究開発資金は、新製品、新商品、新サービス及び新技術の開発等をするために必要な設備資金又は運転資金となります。審査会に図り交付が決定します。

VI 各種資金における注意点

【設備資金】

- ・見積書に宛名が記載されていないものや業者の押印がないもの、申込時点で支払いが済んでいるものは無効となります。
- ・設備を購入・導入後、速やかに完了届を提出してください。（納品書や領収書を添付していただきます。）

【創業資金】

- ・新たに創業する場合、事業開始後に速やかに開業届を提出してください。また、創業を確認出来る書類を添付してください。（個人：個人事業の開業・廃業等届出書の写し（原則、税務署の受付印のあるもの）法人：法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※写し可）

4. 申し込みに必要な書類

	個人	法人
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋申込書（市の所定用紙）（2部）	◎	◎
印鑑証明書（2部）	◎	◎
連帯保証人の印鑑証明書（2部）		◎
履歴事項全部証明書（2部）		◎
納税証明書（前年度分） 法人税（その1、その2） 又は 法人事業税（1部）		◎
納税証明書（前年度分） 所得税（その1、その2） 又は 個人事業税（1部）	◎	
連帯保証人の市区町村民税等の納税証明書（納期の経過した税を完納したことが把握できるもの。ただし、狛江市在住の方は不要）（1部）		◎
許認可証（許認可を要する業種の場合のみ・コピー可）	◎	◎
決算報告書及び確定申告書（青及び白）の控（コピー可）	◎	◎
見積書・設計図・カタログ等（設備資金のみ・コピー可）（1部）	◎	◎
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋創業事業計画書及びそれに係る添付書類（創業資金のみ）（1部）	◎	◎
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋研究開発事業計画書（研究開発資金のみ）（1部）	◎	◎
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋に係る同意書及び確認書（1部）	◎	◎

※証明書は以下のところで交付を受けてください。証明書は3か月以内に発行されたものに限りです。

なお、納税証明書の交付の有無については、あらかじめ下記へご照会ください。

登記事項：東京法務局府中支局（TEL 042-335-4753）法人税・所得税：武蔵府中税務署（TEL 042-362-4711）
法人事業税・個人事業税：立川都税事務所（TEL 042-523-3171）

5. 連帯保証人

- (1) 法人の場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
- (2) 個人の場合、保証協会の保証を得るときに、保証協会の判断により連帯保証人が必要となることがあります。
- (3) 個人で、融資あっ旋を受けようとする額が500万円を超える場合であって、東京都農業信用基金協会の保証を得るときは、次の要件を備えた確実な連帯保証人が必要です。
 - (ア) 市内に居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されていること。
 - (イ) 市税が課税され、すでに納期の経過した市税を完納していること。
 - (ウ) 基金協会の連帯保証人資格基準を満たしていること。
 - (エ) 現在この融資あっ旋について、他に連帯保証人になっていないこと。

6. 償還方法及び延滞金

- (1) 償還方法は、元金均等月賦償還となります。
- (2) 希望により融資金の残額を繰上償還することができます。※信用保証料の返戻が発生する場合があります。
- (3) 償還期間中に融資金を償還しない場合は、市が別に定める割合により、特定金融機関が延滞金を徴収することがあります。

7. 届 出

融資あっ旋の要件を欠いた場合及び融資あっ旋決定通知書の記載事項に変更が生じた場合は、市役所及び当該特定金融機関に必ず届け出してください。

8. 融資あっ旋決定の取り消し

下記の事由の1つに該当したときは、融資あっ旋決定が取消され、融資金の全額又は残額と、既に交付した利子補給補助金相当額を市へ償還していただくことがあります。

- (1) 融資あっ旋決定通知を受け取った後、10日以内に借入手を完了しないとき。
- (2) 転出・事務所移転など、融資あっ旋の要件を欠いたとき。
- (3) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りの申し込みにより、融資金を借り受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

9. 信用保証料補助

当該特定金融機関から融資が実行された場合、運転資金及び設備資金についてはこの制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の1/4を、創業資金及び研究開発資金についてはこの制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の全額を市で補助します（保証料率表に基づき再計算いたします）。

融資実行後、市役所よりお知らせを送付しますので、次の書類を持参のうえ、市役所に申請してください。

◎保証決定のお知らせ（保証協会発行） ◎印鑑（融資あっ旋申込に使用したものと同一の印鑑）

※繰上償還により信用保証料に変更が生じたときは、既に交付した補助額と変更後の信用保証料の一部を返還していただきます。

10. 特定金融機関一覧

金融機関名	住 所	電 話	保 証 機 関
みずほ銀行 調布支店	調布市小島町 1-36-16	042(484)2211	東京信用保証協会
みずほ銀行 成城支店	世田谷区成城 5-1-25	(3482)8611	〃
みずほ銀行 狛江支店	狛江市中和泉 1-1-1	(3480)4571	〃
きらぼし銀行 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-4	(3489)5171	〃
三井住友銀行 世田谷エリア	世田谷区経堂 1-21-13	(3425)5551	〃
きらぼし銀行 和泉多摩川支店	狛江市猪方 3-25-4	(3488)3011	〃
きらぼし銀行 調布支店	調布市菊野台 1-28-13	042(482)9131	〃
山梨中央銀行 調布支店	調布市国領町 4-42-3	042(485)5211	〃
城南信用金庫 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-1	(3489)5191	〃
さわやか信用金庫 多摩川支店	調布市染地 3-1-253	042(483)4011	〃
さわやか信用金庫 喜多見支店	世田谷区喜多見 8-16-10	(3417)1651	〃
多摩信用金庫 調布支店	調布市国領町 1-9-8	042(482)6121	〃
マインズ農業協同組合 狛江支店	狛江市東和泉 1-2-19	(3489)4177	東京都農業信用基金協会

※マインズ農業協同組合は、個人事業主の方のみご利用になれます。